別紙２

貸与料金の算定根拠明細書

　四街道市長　　　　　　様

住所

リース事業者　名称

代表者職・氏名

電話番号

住所

リース先　　　氏名

電話番号

　　補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象設備 | リース期間 | 補助金額 | リース料総額※税抜き金額（前払金を含む。） |
| 市補助金Ａ | 国補助金Ｂ | 合計(Ａ＋Ｂ)Ｃ | 補助金なしの場合Ｄ | 補助金ありの場合Ｅ | 差額(Ｄ－Ｅ)Ｆ |
|  | 月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

　注意事項

　１　補助金ありの場合のリース料総額Ｅ又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。

　２　補助金ありの場合又は補助金なしの場合のリース料総額の差額Ｆが、補助金額合計Ｃ以上であること。

　３　市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する方法で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる方法は、認められない。

　４　リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。